



# 三重県公報

令和8年3月13日 (金)

第 701 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	2
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	3
<b>人 事 委 ・ 教 育 委 規 則</b>			
1	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	4
<b>告 示</b>			
156	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	5
157	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	5
158	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
159	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	7
160	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	7
161	三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示	( 都 市 政 策 課 )	8
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(競技力向上対策課)	8
	同件	( 障 が い 福 祉 課 )	10
	公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	10
<b>人 事 委 公 告</b>			
	令和8年度三重県警察官A採用候補者試験 (1回目) の実施	( 人 事 委 員 会 )	10

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月十三日

三重県人事委員会委員長 淺尾 光 弘

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
組織	職	区分		組織	職	区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	警察本部	課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 運転免許センター副センター長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 文書・広聴監 組織犯罪特別捜査監	八種	警察	警察本部	課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 運転免許センター副センター長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 警備・防災監 文書・広聴監 組織犯罪特別捜査監	八種
		サイバー犯罪対策官 犯罪抑止対策官 暴力団対策意見聴取官 交通管制官 交通聴聞官 その他警視である警察官が任用される職（人事委員会が別に定めるものを除く。） 副参事	十一種			サイバー犯罪対策官 犯罪抑止対策官 組織犯罪特別捜査管理官 暴力団対策意見聴取官 交通管制官 交通聴聞官 その他警視である警察官が任用される職（人事委員会が別に定めるものを除く。） 副参事	十一種
警察署	(略)	(略)	(略)	警察署	(略)	(略)	(略)
	事件指導官		十一種				十一種

副参事	副参事
-----	-----

附 則

この規則は、令和八年三月二十三日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月十三日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光 弘

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ（略） ロ 公安職給料表				別表（第二条関係） イ（略） ロ 公安職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	7級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 運転免許センター副センター長 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 文書・広聴監 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 組織犯罪特別捜査監	警察	7級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 運転免許センター副センター長 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 文書・広聴監 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 教養・術科推進監 <u>警備・防災監</u> 組織犯罪特別捜査監
		3	サイバー犯罪対策官 犯罪抑止対策官 監察官 訟務官 管理官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。）			3	サイバー犯罪対策官 犯罪抑止対策官 監察官 訟務官 管理官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。）

		調整官 情報官 特別捜査指導官 暴力団対策意見聴取官 交通聴聞官 教養訓練指導官  通訳センター長 少年サポートセンター長			調整官 情報官 特別捜査指導官 暴力団対策意見聴取官 交通聴聞官 教養訓練指導官 組織犯罪特別捜査管理官 通訳センター長 少年サポートセンター長	
8級	1	参事官 運転免許センター長 隊長（困難な業務を行うものに限る。） 所長（困難な業務を行うものに限る。） 監察官（困難な業務を行うものに限る。） 訟務官（困難な業務を行うものに限る。） 管理官（困難な業務を行うものに限る。）		8級	1	参事官  隊長（困難な業務を行うものに限る。） 所長（困難な業務を行うものに限る。） 監察官（困難な業務を行うものに限る。） 訟務官（困難な業務を行うものに限る。） 管理官（困難な業務を行うものに限る。）
9級	1	首席参事官  警察学校長		9級	1	首席参事官 運転免許センター長 警察学校長
備考（略） ハ～ハ（略）				備考（略） ハ～ハ（略）		

附 則

この規則は、令和八年三月二十二日から施行する。

人事委員会  
教育委員会  
規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月十三日

三重県人事委員会委員長	淺	尾	光	弘
三重県教育委員会教育長	福	永	和	伸

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則

第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表			別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表		
給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額

高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
	四級	一三、三〇〇円		四級	一三、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一の二(第一条の三関係)  
調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
	四級	一三、六〇〇円		四級	一三、五〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。
- 改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定(以下この項において「新規則の規定」という。)を適用する場合においては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)及び改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

告 示

三重県告示第 156 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和8年3月13日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470206737	ホームケアサービスポノポノ	三重県四日市市小生町229-186 3B	株式会社レアレア	令和8年3月1日	訪問介護
2470102852	ケアリアル訪問介護事業所 額田	三重県桑名市額田546 ザ・クイーンビクトリアE号室	株式会社ナイスマン	令和8年3月1日	訪問介護
2470704467	ヘルパーステーション一花	三重県松阪市大黒田町1799-3 第3三恵ビル202	シンビオシス合同会社	令和8年3月1日	訪問介護
2462190105	ほたる訪問看護ステーション	三重県員弁郡東員町穴太1316-1	合同会社BAN-BA	令和8年3月1日	訪問看護

三重県告示第 157 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和8年3月13日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2462190105	ほたる訪問看護ステーション	三重県員弁郡東員町穴太1316-1	合同会社BAN-BA	令和8年3月1日	介護予防訪問看護

三重県告示第 158 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鼎田辺線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町田辺字幸増 130 番 20 地先から いなべ市北勢町田辺字幸増 2167 番 1 地先まで	旧新	7.9~8.3	103.1
	新	8.8~10.5	113.1

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桑名川越線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡朝日町大字縄生字橋元 1817 番 8 地先から 三重郡朝日町大字縄生字橋元 1803 番 5 地先まで	旧	4.4~28.0	304.3
	旧新	8.7~41.0	214.2

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市長明寺町字笠松 842 番 1 地先から 亀山市長明寺町字笠松 842 番 3 地先まで	旧	11.9~17.4	18.8
	新	13.5~17.4	18.8

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市御蔭町字郷堂 5306 番地先から 鈴鹿市徳田町字間瀬口 615 番 6 地先まで	新	14.0~60.0	880.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野宮古町字堀田 1289 番地先内	旧	7.9~13.6	110.8
	新	11.6~16.0	110.8

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢口浦上里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町矢口浦字向 284 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字鍋倉 888 番 11 地先まで	旧	3.6~37.0	953.6

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴殿熊野線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町鵜殿字中曾 1728 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町鵜殿字奥平嶋 2204 番 1 地先まで	旧	5.9~12.9	257.5
	新	6.0~12.9	257.5

三重県告示第 159 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 365 号	員弁郡東員町大字長深字広山 1893 番 1 地先から 員弁郡東員町大字長深字東山 2147 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 16 日
県道 四日市員弁線	員弁郡東員町大字長深字東山 2171 番 2 地先から 員弁郡東員町大字長深字東守 2522 番 5 地先まで	令和 8 年 3 月 16 日
県道 鼎田辺線	いなべ市北勢町田辺字幸増 130 番 20 地先から いなべ市北勢町田辺字幸増 2167 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 16 日
一般国道 365 号	四日市市小牧町字野畑 223 番 1 地先から 四日市市小牧町字山ヶ鼻 42 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 16 日
県道 鈴鹿環状線	鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から 鈴鹿市五祝町字蔵久 114 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 19 日
県道 鈴鹿関線	三重県亀山市菅内町字折越 1634 番 1 地先から 三重県亀山市菅内町字折越 1652 番 16 地先まで	令和 8 年 3 月 13 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市与原町字猫ノ谷 1066 番地先内	令和 8 年 3 月 13 日
県道 合ヶ野松阪線	松阪市与原町字カテガ谷 1064 番 4 地先から 松阪市与原町字カテガ谷 1063 番地先まで	令和 8 年 3 月 13 日
県道 度会大宮線	度会郡大紀町永会字東河内 2982 番 2 地先内	令和 8 年 3 月 13 日
県道 上野大山田線	伊賀市蓮池字大北 691 番 1 地先から 伊賀市喰代字和田 783 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 17 日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町浅里字大込 2623 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字大込 2592 番 1 地先まで	令和 8 年 3 月 19 日

三重県告示第 160 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	津関線	亀山市関町古厩字西沖 70 番 1 地先から 亀山市関町古厩字西沖 66 番 2 地先まで	令和 8 年 3 月 13 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 161 号

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定の一部を改正する告示

三重県屋外広告物条例の規定による区域及び区間の指定(昭和 57 年三重県告示第 313 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
三重県屋外広告物条例(昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 (略) 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間(道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>県道 鈴鹿環状線</td> <td><u>鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (2) (略) 3～7 (略)	路線名	禁止区間	(略)	(略)	県道 鈴鹿環状線	<u>鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで	(略)	(略)	三重県屋外広告物条例(昭和 41 年三重県条例第 45 号。以下「条例」という。)第 3 条から第 5 条までの規定により知事が指定する区域及び区間を次のように定め、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。 1 (略) 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の知事が指定する区間(道路、鉄道等の禁止区間) (1) 道路 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">禁止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>県道 鈴鹿環状線</td> <td><u>市道稲生三丁目 332 号線との交点から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (2) (略) 3～7 (略)	路線名	禁止区間	(略)	(略)	県道 鈴鹿環状線	<u>市道稲生三丁目 332 号線との交点から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで	(略)	(略)
路線名	禁止区間																
(略)	(略)																
県道 鈴鹿環状線	<u>鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで																
(略)	(略)																
路線名	禁止区間																
(略)	(略)																
県道 鈴鹿環状線	<u>市道稲生三丁目 332 号線との交点から</u> 市道磯山四丁目 169 号線との交点まで																
(略)	(略)																

附 則

- この告示は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。
- この告示の施行の際現に県道鈴鹿環状線の鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から市道稲生三丁目 332 号線との交点までの区間又は当該区間の両側 100 メートル以内の区域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の 2 の項(1)の表中県道鈴鹿環状線の規定は、この告示の施行の日から 3 年間は適用しない。

公 告

三重県表彰規則(昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1)第 2 条の規定により、令和 8 年 2 月 26 日次の者を表彰しました。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 分	名 前	競 技
三重県スポーツ特別功労賞	村山 春菜	レスリング
〃	藤波 朱理	レスリング
〃	山本 和佳	レスリング
〃	成國 大志	レスリング
〃	坂 典泰	ウエイトリフティング
〃	戸上 隼輔	卓球
〃	山田 優	フェンシング
〃	舟田 葵	空手道

三重県スポーツ特別功労賞	入江 菜々美	ボウリング
三重県スポーツ特別賞	南 幸裕	陸上競技
〃	岡部 道郎	陸上競技
三重県夢追人吉田沙保里大賞	山本 響士朗	体操（新体操）
〃	堀 孝輔	体操（新体操）
〃	岡田 海洋	セーリング
〃	伊藤 秀郎	セーリング
三重県スポーツ優秀賞	三重県選抜	ソフトボール
〃	三重県選抜	ボウリング
〃	種田 なつは	水泳（A S）
〃	中村 真翔	レスリング
〃	向田 旭登	レスリング
〃	吉田 千沙都	レスリング
〃	伊藤 秀郎	セーリング
〃	松田 魁利	ウエイトリフティング
〃	飛田 沙織	ウエイトリフティング
〃	伊澤 将也	自転車
〃	菊山 太陽	ソフトテニス
〃	前出 陸杜	卓球
〃	吉田 知子	馬術
〃	宮本 祐道	ソフトボール
〃	小林 舞	スポーツクライミング
〃	齋藤 康祐	カヌー
〃	伊原 遥香	スキー
三重県スポーツ新人賞	県立津工業高等学校	セーリング
〃	四日市メリノール学院高等学校	ラグビーフットボール
〃	是枝 愛香	陸上競技
〃	大川 巧	陸上競技
〃	岡島 奏音	陸上競技
〃	藤原 茉央	陸上競技
〃	一尾 彩央依	水泳（競泳）
〃	奥田 真由	水泳（競泳）
〃	小野 倫太郎	テニス
〃	西山 大翔	ボクシング
〃	安井 穂香	バスケットボール
〃	小林 蘭	バスケットボール
〃	平田 萌々美	レスリング
〃	長谷川 蓮	レスリング
〃	渡邊 ひさき	レスリング
〃	平井 鉄清	レスリング
〃	萩野 貴大	レスリング
〃	西村 太一	自転車
〃	西川 沙絢	弓道
〃	池永 結那	ラグビーフットボール
〃	赤木 陽菜子	ラグビーフットボール
〃	原田 唯衣	ラグビーフットボール
〃	小山 楚嵐	スポーツクライミング
三重県スポーツ奨励賞	北村 環奈	陸上競技
〃	東 琉空	陸上競技
〃	林 捺愛	陸上競技

三重県スポーツ奨励賞	小川 莉緒	陸上競技
〃	山本 凌太郎	水泳（水球）
〃	義基 耀	テニス
〃	棟田 琳音	体操
〃	中西 杏	レスリング
〃	田島 宗	ウエイトリフティング
〃	伊阪 夏妃	ウエイトリフティング
〃	吉村 想花	自転車
〃	齋木 猛斗	スポーツクライミング
〃	山 真奈実	スポーツクライミング

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 8 年 2 月 26 日に次の者を表彰しました。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之  
競 技

区 分	名 前	
三重県スポーツ栄誉賞	堤 大揮	オリエンテーリング(デフ)
三重県スポーツ優秀賞	黒田 智子	サウンドテーブルテニス
〃	玉津 徹也	パラ卓球
〃	渡辺 健太	レスリング (デフ)

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 2 月 27 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
四日市市山田町及び同市六名町

## 人 事 委 公 告

令和 8 年度三重県警察官 A 採用候補者試験（1 回目）を次のとおり実施します。

令和 8 年 3 月 13 日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

- 1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分		採 用 予 定 数		
警察官 A	男性	約 36 名		
	女性	約 10 名		
	武道	柔道	男性	約 2 名
		剣道	男性	約 2 名
サイバー捜査	約 1 名			

- 2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

- 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規

定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

#### 4 受験資格

次に掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

- (1) 平成3年4月2日以降に生まれた人（「男性」「武道（柔道）男性」及び「武道（剣道）男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和9年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 日本の国籍を有する人
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

#### 5 第1次試験

##### (1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験

警察官A（武道） 教養試験及び実技試験

警察官A（サイバー捜査） 教養試験及び専門試験I

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

##### (2) 試験日

令和8年5月10日（日）

##### (3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4丁目36-9）

#### 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

##### (1) 試験種目

警察官A（男性・女性・武道） 体力試験、論文試験、人物試験、適性検査及び身体検査

警察官A（サイバー捜査） 論文試験、人物試験、適性検査及び身体検査

##### (2) 試験日及び試験会場

令和8年6月上旬から同月下旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

#### 7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：<https://saiyo.pref.mie.lg.jp>）から申し込んでください。

#### 8 受験申込の受付期間

令和8年3月13日（金）から同年4月15日（水）正午までとします。

なお、令和8年4月15日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

#### 9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

#### 10 その他

- (1) 警察官A（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約5名です。

- (2) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

- (3) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---